

議案第78号

証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

証人等の実費弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

平成24年11月28日 提出

北本市長 石津賢治

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 証人等の実費弁償に関する条例（平成3年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は参加した」を「、参加等をした」に改め、同条第1号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第2号中「含む。）」の次に「及び第115条の2第2項」を加え、同条第4号中「含む。）」の次に「及び第115条の2第1項」を加え、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第433条第7項の規定による固定資産評価審査委員会に出席した関係人

第1条に次の2号を加える。

(9) 行政手続法（平成5年法律第88号）第10条又は北本市行政手続条例（平成10年条例第34号）第10条の規定による公聴会に参加した者

(10) 行政手続法第17条第1項又は北本市行政手続条例第17条第1項の規定による聴聞に関する手続に参加した者

第2条第2項中「又は参加した」を「、参加等をした」に改める。

第2条 証人等の実費弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「第109条第6項（第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び」を削り、「第115条の2第2項」の次に「（第109条第5項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第109条第5項（第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び」を削り、「第115条の2第1項」の次に「（第109条第5項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例による改正後の証人等の実費弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出頭、参加等のための旅行から適用し、同日前に出発した出頭、参加等のための旅行については、なお従前の例による。

議案第78号参考資料

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（実費弁償）</p> <p>第1条 市の機関の請求により出頭又は参加した次の各号に掲げる者に対し、この条例の定めるところにより実費弁償を支給する。</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条の3第3項及び第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人</p> <p>(2) 法第109条第6項（第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法第109条第5項（第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者</p> <p>(5) 略</p>	<p>（実費弁償）</p> <p>第1条 市の機関の請求により出頭、参加等をした次の各号に掲げる者に対し、この条例の定めるところにより実費弁償を支給する。</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条の3第3項及び第100条第1項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人</p> <p>(2) 法第109条第6項（第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第2項の規定により出頭した参考人</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法第109条第5項（第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第433条第7項の規定による固定資産評価審査委員会に出席した関係人</u></p>

<p><u>(6)</u>・<u>(7)</u> 略</p> <p>(実費弁償の額及び支給方法)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 実費弁償は、<u>出頭又は参加した</u>ときに支給する。</p> <p>3 略</p>	<p><u>(7)</u>・<u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9) 行政手続法（平成5年法律第88号）第10条又は北本市行政手続条例（平成10年条例第34号）第10条の規定による公聴会に参加した者</u></p> <p><u>(10) 行政手続法第17条第1項又は北本市行政手続条例第17条第1項の規定による聴聞に関する手続に参加した者</u></p> <p>(実費弁償の額及び支給方法)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 実費弁償は、<u>出頭、参加等をした</u>ときに支給する。</p> <p>3 略</p>
---	---

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（実費弁償）</p> <p>第1条 市の機関の請求により出頭、参加等をした次の各号に掲げる者に対し、この条例の定めるところにより実費弁償を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第109条第6項（第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第2項の規定により出頭した参考人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>法第109条第5項（第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者</u></p> <p>(5)～(10) 略</p>	<p>（実費弁償）</p> <p>第1条 市の機関の請求により出頭、参加等をした次の各号に掲げる者に対し、この条例の定めるところにより実費弁償を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>法第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者</u></p> <p>(5)～(10) 略</p>